

## 令和5年12月第13回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和5年12月11日(月)

午前10時00分から午前10時55分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

### 3. 出席委員(44人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史

36番 浅田光明 37番 戸田典宏 38番 各務和裕 40番 山中正義

42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番 清水 晃

### 4. 欠席委員(2人)

推進委員 39番 東郷朝夫 41番 池田久美子

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第63号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の  
決定について

日程第6 報告第15号 農地の形状変更に係る届出について

日程第7 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約  
について

その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。それでは、皆さん改めておはようございます。  
それでは、ただいまから令和5年12月総会のほうを開催したいと思います。  
それでは、会長ご挨拶よろしくお願ひいたします。

会 長 おはようございます。  
12月になりまして今年もあと僅かというところでございますが、連日皆さんご多忙中にかかわらずご苦勞様でございます。農地関係、農業委員会関係のいろいろ件数等出ることが多いというふうに思います。今年も年末まで取りまとめておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。毎年全国の大会が、農業委員会の大会を行っておりますけど、今年も11月29日に農業者年金の加入推進セミナーというのがございました。東京のほうでございまして無事に出席いたしました。それから、30日に毎年秋に行われております全国の農業委員会会長の代表者集会というのがございました。毎年いろんなことを決議いたしまして、各部署に要望等しております。今年も令和6年度の関係予算の確保及び農地担い手関連施策に関する要請手続ということを行ってまいりました。非常に厳しい農業状況でございます。食料安全、食料安保等の強化、農地政策の強化等いろいろ項目がございます。とにかく、1つ可能な農業のそういうものをつくっていきたいという希望がありまして要請活動をしてまいりました。農業会議のほうも、この要請活動というのが大きな柱になっております。岡山県から行きました農業委員会会長皆さんと議員会館のほうで岡山県選出の国会議員の方と、数人出席していただきましたけど、そういう会を持ちました。この大会で決まりました、決議されました項目の要請をいたしました。それから、非常に農業のほうで厳しい現実でございます。これを国会議員の方に訴え、また会議でも今どうしているか、どうしているかということも語ってまいりました。長時間ではありませんけど、そういう機会を持たれたことはよかったなというふうに考えております。いろいろと地方でも農業ということでいろいろ話もありましたように、いろいろと検討しているというところでございます。しっかりとこの農業委員会の意見というものを取り入れていただきながら、また発信もしていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、今日の会議を開会したいと思います。

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、会のほうへ入らせていただきます。  
本日の欠席委員の方、遅参委員の方はいらっしゃいませんので、ただいまの出席委員の方は19名中19名で定足数に達しております。12月総会が成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることと

なっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程 1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 35 条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、11 番、          委員、12 番、          委員を指名いたします。

日程 2、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。それでは、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について。

1 ページをお開きください。

本日審議していただきます案件は 7 件でございます。農地法第 3 条第 2 項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号 1 でございますが、北房の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑 2 筆 51.4㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15 番委員さんから説明をお願いします。

15 番委員 はい。

議長 はい、15 番委員。

15 番委員 審議番号 1 について、12 月 4 日に譲渡人と現地の状況確認を行いました。翌日、譲受人と電話にて状況の確認を行いました。権利移転設定する理由の詳細ということで、譲受人と譲渡人は数年来の知人であり、時々懇親会、飲み会、こういったものを開く関係にあります。そのような席で近況報告などを行い、農業の話題の中で譲渡人の親が高齢により栽培していたブドウ畑の管理が困難になってきた、譲渡人はまだ仕事を継続していることから管理ができない。一方、譲受人は落合      地区で兼業農家を営んでおり、水稻、野菜等の栽培をしています。一時期、知人よりブドウ畑を借りてブドウ栽培を行っていたが、知人が定年を迎え返却の運びとなった。そのときに害獣被害による収穫の難しさを経験しています。譲渡し地は害獣被害がほとんどないこともあり、譲渡人と話し合いをした結果、無償贈与で畑 2 筆を取得することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は関地区で田畑を耕作しており、農業用機械もトラクター、田植機、草刈り機、管理機等は保有しており、耕

作管理には特に問題ないと思われます。譲り受けた畑は2筆で、1筆はブドウ畑になっております。もう一筆を今後ブドウ等を作付していく予定ということです。審議のほう、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いします。

事務局主幹 番号2でございます。

市外の譲渡人が、市外の農業法人に、申請農地、田2筆1,996㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。なお、本農業法人は農地所有適格法人であり、農地の所有権を取得できる法人であることを申し添えます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いします。

26番推進委員 議長。

議 長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号2につきまして、先般、12月4日に譲受人の父、これは同法人の会長さんと現地確認、これに関して伺いました。あわせて、譲受人本人さん、社長さん、それと譲渡人の方とは電話にて話をいたしました。譲受人は現在県外に在住しており、今後地元に戻る考えはなく、農地の管理もできないと地元の親戚の方と話をしていました。一時この親戚の方が管理をしておりましたが、この方も高齢となり、知り合いである譲受人の父と話し、今回譲渡の話がまとまりました。譲受人の父も高齢であり、今後のことを考え、今回は法人契約としたということでございます。耕作状況ですが、譲受人は現在大阪に在住されていますが、定期的に地元に戻り事業を行っております。[REDACTED]町を中心に真庭市内の農地を借り受け、蜂蜜の関係で養蜂用のレンゲ等を作付し事業展開を行っております。特にその他指摘事項はございません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いします。

事務局主幹 番号3でございます。

市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆762㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番。

12月2日に譲受人と現地で確認を行いました。譲渡人は市外ということで電話で話を聞いております。譲受人と譲渡人は親戚です。譲受人は、長年にわたり管理依

頼られ耕作管理を行ってきました。譲渡人は相続にて農地を取得しましたが、農業ができないし、農業の後継者もないことから、譲受人と売買による話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、コンバイン、管理機等、農業機械関連については全て所有しており、現在申請農地はブドウが定植されており、今後十分耕作されていくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題ないと思われまので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願ひします。

事務局主幹 番号4でございますが、久世の譲渡人が、労力不足により、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆604㎡、畑1筆102㎡を、売買によります所有権移転の申請でございま。ご審議方よろしくお願ひいたしま。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願ひいたしま。

38番推進委員 議長。

議 長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 先般、12月1日に譲受人のところを訪問しまして現地を併せて確認してまいりました。譲受人と譲渡人は遠い親族でありまして、譲渡人は作物を作る意思がなく、ずっと譲受人が自家消費の簡単な菜園をしておりましたが、今後とも譲渡人がこの耕作をすることが全くな、このたび譲受人に譲渡したわけでありま。譲受人は妻、息子との3人暮らしで、現在は自家消費の菜園を作っておるすけれども、今のところ水稻の栽培をすることはないであろうという気も持たれておりました。現在所有している農機具は管理機だけと聞いておるす。この管理機を持って一応農地をきちとしたものだけは整地してまいりたいというふうに申し上げておるす。ほかに申し上げることはありませ。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願ひします。

事務局主幹 番号5でございますが、市外の譲渡人が、中和の譲受人に、申請農地、田1筆603㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございま。ご審議方よろしくお願ひいたしま。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願ひしま。

40番推進委員 議長。

議 長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

番号5について報告いたしま。

権利移転する事由の詳細ですが、12月2日に譲受人、農業委員、推進委員で現地確認調査を行いました。譲渡人は市外に在住の高齢者であり、このたび無償贈与の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。なお、譲渡人とは電話

にて話をして確認済みです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は県外からの移住者で7年目になります。保有している農機具は草刈り機ぐらいですが、数年前前から家庭菜園などに興味を持っており、申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると思われます。その他指摘事項はございません。よろしくご審議方お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆2, 174㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 番号7につきましては43番推進委員が譲受人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号7について、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 それでは、6番から一括での説明でよろしいですか。それで、番号6についてなんですけれども。

議長 それでは、6番から。

9番委員 現地調査は12月4日、7番と譲渡人が同じで、内容が全く同じということで6番、7番兼ねて説明させていただきたいと思っております。6番については、当初担当の推進委員さんのほうが調査のほう、譲受人の話を伺っておりまして、そちらのほうをついでに説明させていただきます。譲受人と譲渡人は同じ集落に住む知人同士です。譲受人は農家をしており、申請地については譲渡人から約40年ほど前から借りて作付していたということです。譲渡人は今後も耕作の意思がなく、現在ご病気をされているということなんですけれども、今後の耕作の意思はなく、現在の譲受人に所有権移転するものです。譲受人の耕作状況等なんですけれども、譲受人は専業で栽培を夫婦2人で行っております。譲受人は必要な機械を十分所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。

続いて、7番なんですけれど。

議長 それじゃ、事務局のほうから先に説明しますので、すみません。

それでは、事務局からお願いします。

事務局主幹 すみません、番号7でございます。

八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆2, 067㎡を、贈

与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、9番委員さん、7番の報告をお願いします。

9番委員 議長。

議 長 どうぞ。

9番委員 7番についてなんですけれども、こちら12月4日、譲受人立会いの下、調査に参りました。こちらはほとんど6番と同じ内容でして、譲受人が6番の方と違うんですが、譲渡人との間柄も同じ集落に住む知人同士になります。譲受人は、こちらにも農家をしており、申請地については譲渡人から同じように40年ほど前から借りて作付しているということです。譲渡人は今後も耕作の意思はなく、現在の譲受人に所有権移転するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は専業で栽培を夫婦、また母親3人でやっております。譲受人は必要な機械は十分所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はないということで、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、ここで7番だけの質疑に入ります。

質問のある人は挙手でお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

それではよって、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、番号7は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退室しておりました43番推進委員さんの入室を許可します。

それでは、以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号1から番号6の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、番号1から番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第61号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第61号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、現在の農機具置場が手狭となったため、これを機に自宅の隣接農地に農業用倉庫の建設を計画したことから、田1筆892㎡のうち189㎡を、農業用倉庫にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設■■■■円。費用の内訳として、借入金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 30番推進委員でございます。

12月の1日に本人に確認したところ、この申請が出ております土地は平成29年度に例外基準ということで農業用倉庫1組を建設済みでございます。そうした中、農業拡大に伴いまして今の倉庫が非常に手狭になっていることで増設ということの申請でございますので、審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございます。

本件は次のページ、5条申請の議案第62号、番号2、番号3の関連土地となっております。

申請人（落合）は、家族が事業を営んでおり、既存の駐車場が手狭となったため、田1筆38㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、県が行う公共工事発生残土を利用し県が施工するため■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いします。



30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 この4条申請される案件と、そこに書いておられますように関連土地として5条申請が2件提出されております。その関連がございますので、若干両方が入った感じになると思います。ご了承ください。先ほど事務局からお話がありましたように、この事業は県の歩道整備事業の一環として行われるものであります。それに伴いまして、本人が申請に上っております土地を駐車場にしたいと考えておりましたところ、その一部分が歩道に協力してくれということもあられる中で、本人が持っております、この駐車場と併せて協力して歩道に提供する農地、その代替として同じく駐車場にしてほしいという本人からの要望がありまして、県のほうも本人の要望に応えるべく代替地を用意するということで、その協力者を探してきまして県とこの申請人さんと、それと提供者、この3者が協議いたしました結果の申請でございますので、審議方よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いします。

事務局主事 番号3でございます。

申請人（久世）は、現在の墓地が山間部の傾斜地にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円、墓地移設費用■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いします。

10番委員 10番。

議長 はい、10番委員。

10番委員 11月30日に現地を確認いたしました。本人一人です。今ある土地がちょっと家から離れて道も狭いので便利が悪いので、新しく自宅の裏側に墓地を新設するというのでございます。環境課及び周辺の宅地等には許可を得ておりますので、何ら問題はありませぬのでよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございます。

番号4は追認案件でございます。

申請人（川上）は、自宅隣接農地を子供が遊べる庭地にするため、畑2筆95㎡を、宅地にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省し、



議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第62号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日まで審議  
いただく案件は3件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、[ ]を営んでおり、以前から申請地周  
辺で建て売り住宅用地を探していたところ、このたび譲渡人（落合）と売買の話  
がまとまったことから、申請地、田1筆367㎡を譲り受け、建て売り住宅を建  
築するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転  
用に伴う費用は、土地購入[ ]円、土地造成[ ]円、建物施設[ ]  
[ ]円。資金の内訳として、自己資金[ ]円。申請地周辺に影響を受け  
る農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願い  
します。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

議案第62号の1につきましても、去る12月5日に譲受人の立会の下、現地確  
認を行っております。転用する事由につきましても、住宅用地、建物住宅1棟と  
いうことになっておりまして、譲渡人は数年前から体調不良、こうしたことで週  
3回の透析治療、こういったことも行っており農作業に従事できない状況にあり  
ます。こうした中、以前から譲受人に農地の利用につきまして相談をしておりま  
した。そうした中で、今回の住宅用地としての話がありました。現地確認を行  
いました際、3者により今回の申請内容、議案第62号の1の内容を確認してあり  
ます。また、双方の話、こういったところをお聞きしましたが、内容について問  
題ないということを確認しております。なお、申請地の位置につきましては、地  
番、真庭市[ ]また国道313号に近い  
ところでありまして、東西が市道に接し、周囲が新旧の住宅地、また農地、こう  
いったところに囲まれております。周囲の状況につきましては、東側が住宅地、  
倉庫、西側が農地、住宅、南側が住宅、北に農地というところがあります。周辺  
農地への影響を見ましても、申請地は譲渡人の水田約20アールの中に位置し、  
北側には市道を挟んで畑地、水田がありますが、日照、また通風等の影響は少な  
いものと判断できます。

以上、報告とさせていただきますのでご審議方よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2、番号3については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局次長 番号2でございます。

本件は番号3と関連しておりますので一括してご説明いたします。また、本件は4条申請の議案第61号、番号2の関連となっております。最初に、申請人の関係をご説明しますと、番号2と番号3の申請人は親子でございます。また、本案件は県道の歩道整備工事に関連する箇所が含まれており、岡山県が用地の交換等についてを決められているため、岡山県からの譲渡も含まれております。

以上のことを踏まえましてご説明いたします。

申請人（落合）は、各地で事業を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭となったため、番号2は、田1筆63㎡を、番号3は、田1筆210㎡を、それぞれ露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、県が行う公共工事発生残土を利用し県が施工するため■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 30番推進委員です。

先ほど4条申請のときに説明しましたとおり、問題ございませんのでご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第62号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第63号、基盤強化法第19条の規定による農用地利

用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第63号につきまして、7ページをお開きください。

議案第63号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年12月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全87筆でございます。

全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第15号、農地の形状変更に係る届出について、日程7、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 17ページをお開きください。

報告第15号、農地の形状変更に係る届出については、次の1件がございました。家庭菜園を行うため、畦畔整備と盛土を行うものです。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

続いて、19ページをお開きください。

報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の23件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 報告第15号、報告第16号について、質問、意見等がございましたらお願いします。  
よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

議長 よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、以上で12月総会は閉会したいというふうに思います。

次回1月総会は、1月11日木曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時55分 閉会)

